

「（仮称）千葉県金属スクラップヤード等適正化条例」有識者会議設置要綱

（目的）

第1条 金属スクラップヤード等（以下「ヤード」という。）においては、金属スクラップや使用済プラスチック等のリサイクルの推進に寄与している一方、一部において、地域の生活環境に支障を及ぼしている状況も認められている。

こうした状況に鑑み、全県を俯瞰する立場で、立地の実情、類似施設への規制の状況、資源リサイクルに及ぼす影響等を考慮しつつ、「（仮称）千葉県金属スクラップヤード等適正化条例」（以下「条例」という。）の制定を検討するに当たり、有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置し、専門的な知識や経験を活かした意見等を聴くことを目的とする。

（聴取事項）

第2条 有識者会議の構成員は、条例の具体的な規制の内容その他必要な事項について意見等を述べる。

（構成）

第3条 有識者会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

（座長）

第4条 有識者会議に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。

2 座長は会議を統括する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職を行う。

（会議の招集）

第5条 有識者会議は、必要に応じ、環境生活部廃棄物指導課長が招集する。

（事務局）

第6条 有識者会議の事務局は、環境生活部廃棄物指導課に置く。

（存続の期間）

第7条 有識者会議の存続期間は、条例が制定されるときまでとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、座長が有識者会議の構成員に諮って定める。

2 有識者会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例で設置される附属機関には該当しない。

附 則

この要綱は、令和4年11月8日から施行する。

別表

区 分	人数
ヤードに関する有識者	2名程度
廃棄物に関する有識者	2名程度
騒音等の規制に関する有識者	1名程度